

中労委、平14不再13、平14.6.19

命 令 書

再審査申立人 X 1
X 2
X 3
X 4

再審査被申立人 Y 1
Y 2
Y 3
Y 4
Y 5

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

再審査申立人は、再審査被申立人らに労働組合法第7条第4号の不当労働行為があるとして本件救済申立てをしているが、再審査被申立人らが同条の使用者に該当しないことは、再審査申立人の主張自体から明らかであり、再審査申立人の本件救済申立ては労働委員会規則第34条第1項第5号により却下すべきものである。

よって、本件再審査申立てには理由がないから、労働組合法第25条第2項及び労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成14年6月19日

中央労働委員会
会長 山口浩一郎 ㊟